

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原本町は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

住民基本台帳に関する事務では、業務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

田原本町長

## 公表日

令和7年12月22日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>田原本町において、住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、田原本町の住民に関する正確な記録が整備されなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下、「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、田原本町における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対応するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、田原本町において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>田原本町は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編製し、住民基本台帳を作成</li><li>②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消滅又は記載の修正</li><li>③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置</li><li>④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知</li><li>⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付</li><li>⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知</li><li>⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会</li><li>⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更</li><li>⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付</li><li>⑩個人番号カード等を用いた本人確認</li><li>⑪情報提供ネットワークシステムに住民票関係情報を提供</li><li>⑫サービス検索・電子申請機能での受領</li><li>⑬マイナポータルのお知らせ機能での通知</li></ul> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>1.住民記録システム(既存住民基本台帳システムと同義)</li><li>2.宛名管理システム</li><li>3.EUCシステム</li><li>4.住民基本台帳ネットワークシステム・コミュニケーションサーバ(以降、「市町村CS」と記載。) ※後述の「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村における中継用のサーバである市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の市町村CS部分について記載する。</li><li>5.団体内統合宛名システム</li><li>6.中間サーバー</li><li>7.コンビニ交付システム</li><li>8.サービス検索・電子申請機能</li><li>9.申請管理システム</li></ul>

## 2. 特定個人情報ファイル名

- 1 住民基本台帳ファイル
- 2 本人確認情報ファイル
- 3 送付先情報ファイル

### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等)
	2.住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (情報照会の根拠) ・なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	

### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	住民福祉部住民保健課
②所属長の役職名	住民保健課長

### 6. 他の評価実施機関

請求先	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2108
-----	--

### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

連絡先	田原本町 住民保健課 戸籍住民相談係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2087
-----	--

### 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1万人以上10万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ○ ]接続しない(入手)	[ ]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[  ] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	------------------------------------	---

### 判断の根拠

マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。  
また、システムにおいて、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施し、利用機能の認可機能により、その職員がシステム上で利用可能な機能を制限し、またアクセスログを記録することで、不適切な方法で特定個人情報の入手が行えない対策を施している。  
住民基本台帳に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

- ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力
- ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管
- ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

## 9. 監査

実施の有無 [  ] 自己点検 [  ] 内部監査 [  ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

<p>最も優先度が高いと考えられる対策</p>	<p>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
<p>当該対策は十分か【再掲】</p>	<p>＜選択肢＞</p> <p>[                   十分である                   ]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
<p>判断の根拠</p>	<p>特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。</p> <p>上記のほか、以下の対策を徹底する運用としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管する。</li> <li>・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。</li> <li>・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う。</li> <li>・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。</li> <li>・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</li> </ul> <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	秘書広報課	住民保険課 戸籍住民相談係	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	秘書広報課 広報統計係	広報課 情報発信係	事後	機構改革による
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	住民保険課長 植田 知孝	住民保険課長 笹岡 吉久	事後	平成28年4月1日人事異動
平成28年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1.住民記録システム(既存住民基本台帳システムと同義) 2.住民基本台帳ネットワークシステム・コミュニケーションサーバ(以降、「市町村CS」と記載。) ※後述の「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村における中継用のサーバである市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の市町村CS部分について記載する。 3.団体内統合宛名システム 4.中間サーバー	1.住民記録システム(既存住民基本台帳システムと同義) 2.住民基本台帳ネットワークシステム・コミュニケーションサーバ(以降、「市町村CS」と記載。) ※後述の「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村における中継用のサーバである市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の市町村CS部分について記載する。 3.団体内統合宛名システム 4.中間サーバー 5.コンビニ交付システム	事後	事務の追加による
平成29年6月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) (平成29年6月2日法律第52号施行時点)	事後	
平成29年6月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	2.住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)	2.住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成29年6月2日法律第52号施行時点)	事後	
平成29年6月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	
平成29年6月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(追記)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2	事後	
平成29年6月23日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 請求先	田原本町 広報課 情報発信係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2069	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2073	事後	機構改革による
平成30年6月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
平成30年6月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
平成30年6月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部 署 (②所属長)	住民保険課長 笹岡 吉久	住民保険課長	事後	
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	IV リスク対策	(なし)	(項目追加)	事後	様式の変更による
令和2年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 (②事務の概要 下部のなお書き)	なお、「⑨」の「個人番号の通知及び個人番号 カードの交付」に係る事務については、事務を 委託する機関に対する情報の提供を含めて特 定個人情報ファイルを使用する。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務に ついては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) (平成29年6月2日法律第52号施行時点)	事後	
令和2年7月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) (平成29年6月2日法律第52号施行時点)	1.行政手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)	事後	
令和2年7月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	2.住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25 日法律第81号) (平成29年6月2日法律第52号施行時点)	2.住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25 日法律第81号)	事後	
令和2年7月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(追記)	・第22条(転入届)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)	事後	
令和2年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第23条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3	事後	
令和2年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年6月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	
令和2年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年6月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	
令和3年6月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	
令和3年6月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第23条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3	事後	
令和3年6月11日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2073	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2114	事後	電話番号の変更による
令和3年6月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	令和3年6月11日 時点	事後	
令和3年6月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	令和3年6月11日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部住民保険課	住民環境部総合窓口課	事後	機構改革による
令和4年6月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	住民保険課長	総合窓口課長	事後	機構改革による
令和4年6月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	田原本町 住民保険課 戸籍住民相談係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2087	田原本町 総合窓口課 戸籍住民・年金相談係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2087	事後	機構改革による
令和4年6月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月11日 時点	令和4年6月10日 時点	事後	
令和4年6月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月11日 時点	令和4年6月10日 時点	事後	
令和5年6月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(追記)	⑫サービス検索・電子申請機能での受領 ⑬マイナポータルのお知らせ機能での通知	事後	
令和5年6月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(追記)	6.サービス検索・電子申請機能 7.申請管理システム	事後	
令和5年6月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月10日 時点	令和5年6月22日 時点	事後	
令和5年6月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月10日 時点	令和5年6月22日 時点	事後	
令和6年7月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</li> <li>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</li> <li>(別表第二における情報照会の根拠)</li> <li>・なし</li> <li>(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(情報提供の根拠)</li> <li>第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)</li> <li>(情報照会の根拠)</li> <li>・なし</li> <li>(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</li> </ul>	事後	
令和6年7月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3</li> </ul>	(削除)	事後	
令和6年7月12日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2114	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2108	事後	電話番号の変更による
令和6年7月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月22日 時点	令和6年7月10日 時点	事後	
令和6年7月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月22日 時点	令和6年7月10日 時点	事後	
令和7年8月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.住民記録システム(既存住民基本台帳システムと同義)</li> <li>2.住民基本台帳ネットワークシステム・コミュニケーションサーバ(以降、「市町村CS」と記載。) ※後述の「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村における中継用のサーバである市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の市町村CS部分について記載する。</li> <li>3.団体内統合宛名システム</li> <li>4.中間サーバー</li> <li>5.コンビニ交付システム</li> <li>6.サービス検索・電子申請機能</li> <li>7.申請管理システム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.住民記録システム(既存住民基本台帳システムと同義)</li> <li>2.宛名管理システム</li> <li>3.EUCシステム</li> <li>4.住民基本台帳ネットワークシステム・コミュニケーションサーバ(以降、「市町村CS」と記載。) ※後述の「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村における中継用のサーバである市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の市町村CS部分について記載する。</li> <li>5.団体内統合宛名システム</li> <li>6.中間サーバー</li> <li>7.コンビニ交付システム</li> <li>8.サービス検索・電子申請機能</li> <li>9.申請管理システム</li> </ul>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	住民環境部総合窓口課	住民福祉部住民保健課	事後	機構改革による
令和7年8月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	総合窓口課長	住民保健課長	事後	機構改革による
令和7年8月7日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	田原本町 総合窓口課 戸籍住民・年金相談係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2087	田原本町 住民保健課 戸籍住民相談係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2087	事後	機構改革による
令和7年8月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年7月10日 時点	令和7年7月31日 時点	事後	
令和7年8月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年7月10日 時点	令和7年7月31日 時点	事後	
令和7年8月7日	II しきい値判断項目 8. 人手を介在させる作業	(新規)	<p>人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か:十分である</p> <p>判断の根拠:マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際にには、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際に4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、システムにおいて、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施し、利用機能の認可機能により、その職員がシステム上で利用可能な機能を制限し、またアクセスログを記録することで、不適切な方法で特定個人情報の入手が行えない対策を施している。</p> <p>住民基本台帳に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力</li> <li>特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管</li> <li>個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄</li> </ul>	事後	様式の変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月7日	II しきい値判断項目 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	<p>最も優先度が高いと考えられる対策: 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>当該対策は十分か【再掲】:十分である</p> <p>判断の根拠: 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。</p> <p>上記のほか、以下の対策を徹底する運用としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管する。</li> <li>・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。</li> <li>・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う。</li> <li>・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。</li> <li>・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</li> </ul> <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	様式の変更による